

令和7年度 第11回天童市農業委員会総会 会議録

令和8年2月13日（金）午前10時 第11回天童市農業委員会総会を市役所1階会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲野	真	2番	齋藤	照一
3番	五十嵐	晋	4番	清野	貢市
5番	矢野	美佐子	6番	今野	滋
7番	三宅	藤義	8番	高橋	昭義
9番	白田	好之	10番	大石	吉隆
12番	小川	晋	13番	武田	仁
14番	五十嵐	慶一	15番	須藤	隆司
16番	富樫	秀幸	17番	松田	康政
18番	荒沢	亨	19番	佐藤	悦雄

2 欠席委員

11番 山崎紀子

3 出席職員

事務局長	花輪達也	事務局長補佐	澤章子
副主任	小川順一	主事	花輪大夢

4 議事日程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農業振興常任委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議 事

承認第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

承認第17号 農地の使用貸借の合意解約について

議 第33号 農地法第3条の規定による許可について

議 第34号 農地法第4条の規定による許可について

議 第35号 農地法第5条の規定による許可について

議 第36号 令和7年度第10回農用地利用集積等促進計画に対する意見
について

議 第37号 地籍調査に伴う地目変更について（蔵増地区）

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る2月6日付け天童市農業委員会告示第2号をもって招集した令和7年度第11回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会に欠席の委員は、

　　11番 山崎 紀子 委員

　　以上1名であります。本日の総会への出席人数は、委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち、承認第16号、議第33号及び議第36号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

　　（異議なしの声）

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

　　13番 武田 仁 委員

　　14番 五十嵐 慶一 委員

両委員にお願いします。

議 長 日程第4 委員長の報告を求めます。三宅藤義運営委員長。

三宅委員 はい。本日、午前9時15分から第3回運営委員会を開催し、令和8年度天童市農業委員会主要施策案等について協議しました。詳細につきましては、総会後の農地最適化調整会議で協議をお願いします。以上でございます。

議 長 次に、小川晋農地常任委員長。

小川委員 はい。おはようございます。去る2月9日、第6回農地常任委員会を開催いたしました。はじめに、農地転用の許可を取得する前に、土地改良区の水路への土砂侵入を防止するための擁壁が設置された案件について協議を行い、やむなしと判断しました。この案件については、今総会に農地法第4条の議案として上程予定です。次に、農地法第3条等における委員の審査方法についての協議を行いました。こちらについては、後ほど開催される農地最適化調整会議の協議事項として検討をお願いいたします。続いて、農地貸付（譲渡）希望者のホームページ掲載について協議を行いました。こちらも農地最適化調整会議の協議事項として検討をお願いいたします。さらに、天童市遊休農地解消対策事業補助金及び天童市農地リニューアル支援推進事業補助金の交付規定について協議を行いました。こちらも同じく、農地最適化調整会議の協議事項として検討をお願いいたします。以上、報告終わります。

議 長 日程第5 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。

事務局長 はい。総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。

1月13日開催の令和7年度第10回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」でございます。件数5件、合計面積1,397㎡でございます。

2 ページ、「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」でございます。件数 1 件、合計面積 2,037 m²でございます。

4 ページ及び 5 ページ、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出受付状況報告書（相続等）」でございます。件数 10 件、合計面積 66,079 m²でございます。

続きまして 6 ページ、「農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について」でございます。件数 1 件、合計面積 793 m²でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

（質問なし）

議 長 　　質問がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長 　　日程第 6 議事に入ります。

承認第 16 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　はい。総会資料の 7 ページ、次第の 3 ページに集約説明が載っております。貸人の都合によるものが、田んぼ・畑合わせて 20,295 m²、件数 7 件であります。借人の都合による解約が、9,891 m²で件数が 5 件であります。解約事由については、総会資料の 7 ページから 9 ページの一覧に掲載しておりますので、御確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 　　ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

（質問なし）

議 長 　　お諮りいたします。

承認第 16 号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 　　御異議なしと認め、承認第 16 号は承認することに決定しました。

議 長 　　承認第 17 号「農地の使用貸借の合意解約について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。総会資料の10ページを御覧いただきたいと思います。承認第17号の農地の使用貸借の合意解約については、1件でありまして、田んぼ5,960㎡、耕作の目的で別の者に貸し付けるために、今回解約するというようなことであります。以上です。

議長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。
承認第17号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、承認第17号は承認することに決定しました。

議長 議第33号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

仲野委員 はい。関連がありますので退室します。
(仲野委員 退室)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 はい。総会資料の11ページから22ページまでになっております。集約説明の方が、次第の4ページになっておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。議第33号、農地法第3条の処理状況ということで、所有権に関わるものについてですが、まず売買が5件で14,058㎡、交換が2件で366㎡、合わせて7件で14,424㎡となっております。賃貸借権の設定・移転につきましては、設定が28件で78,808㎡、移転が1件で6,745㎡となっております。使用貸借権の設定・移転につきましては、設定が2件で20,057.07㎡となっております。以上、報告いたします。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、矢野委員。

矢野委員 1番と2番、私のほうから説明させていただきます。1番の■■■さんは、自分の農地の向かい側を購入されるということで、一生懸命やられている方なので、特に問題ないかと思われまして。2番は今まで借りていた方が購入されるということなので、こちらも特に問題ないかと思われ

ます。よろしくお願いいたします。

議 長
齋藤委員

3番、齋藤委員。

はい。3番から7番までになりますので、よろしくお願いいたします。まず3番、受人の■■■さん、この方60歳の方なんですけれども、一生懸命されている方なので、問題はありません。続きまして4番、理由のとおり集積事業の期間満了のための契約変更なので、問題はないと思われまます。続きまして5番と6番、受人の■■■■さん、この方は43歳の方で一生懸命ブドウを作っている方であります。問題はないと思われまます。7番、受人の■■■さん、36歳と非常に若く、頑張っているところがありますので、何ら問題はないと思われまます。以上です。

議 長
清野委員

8番、清野委員。

はい。8番から11番、借り手が■■■さんですので、問題ありません。よろしくお願いいたします。12番、13番、経営移譲のためですので問題ありません。よろしくお願いいたします。

議 長
白田委員

14番、白田委員。

はい。14番から18番まで、私が担当になります。理由のとおりで間違いありませんので、問題ありません。以上です。

議 長
五十嵐委員

19番、五十嵐晋委員。

はい。19番につきましても、事由のとおり集積事業の期間満了のための契約更新でありますので、問題ありません。以上であります。

議 長
大石委員

20番、大石委員。

はい。20番、事由のとおりでございます。何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長
荒沢委員

21番、荒沢委員。

はい。21番の■■■さんですが、事由のとおりで問題ございませんので、よろしくお願いいたします。続きまして22、23番も私の案件ですので、この■■■さんは本家・分家の間柄で、農地を交換した、所有権を移転したということですので、何ら問題ないようです。よろしくお願いいたします。

議 長

24番、松田委員。

松田委員 はい。私のほうからは24番から29番までになります。24番の案件ですが、こちらのほうは集積事業から契約変更となりますので、問題ないかと思われま。25、26、27、28番につきましては、道満の若手の■■■さんが、田んぼを一生懸命作るということなので、よろしくお願ひします。また29番につきましては、先程9ページの10番のほうで、解約になった案件でございます。今回、川原子の■■■さんがラ・フランスを作るということで、問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長 30番、須藤委員。

須藤委員 はい。記載のとおり、特に問題ございません。よろしくお願ひします。

議 長 31番、三宅委員。

三宅委員 はい。31、32番、私の管轄でございます。■■■さんの規模拡大ということでございますので、何ら問題ございませんので、よろしくお願ひします。

議 長 33番、高橋委員。

高橋委員 はい。私のほうから33番と34番ですが、理由のとおり何ら問題ないと思われま。ので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 35番、富樫委員。

富樫委員 はい。私のほうは35番、36番について、説明申し上げます。会社がアグリブラザーズ、3町歩ほどの果樹園を運営しているところですが、そこで規模拡大のためにさらに借り上げ、あとは借り換えの案件でございますので、問題はございません。

議 長 37番、今野委員。

今野委員 はい。37番、受人の■■■さんは伊達城の方なんですが、干布で新規就農された方です。熱心にやっておりますので問題ないと思ひます。

議 長 38番、武田委員。

武田委員 はい。38番の受人の■■■さんですが、地元の推進委員さんにお伺ひしたところ、意欲的に農業されている方でしたので、問題ないかと思われま。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長

お諮りいたします。

議第33号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

御異議なしと認め、議第33号は、許可することに決定しました。

議 長

議第34号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局

はい。議第34号、農地法第4条の規定による許可について、御説明
いたします。総会資料23ページを御覧ください。

番号1、大字長岡字長清水■■■■。地目 台帳 田、現況 畑。面積
826㎡。農地区分 2種。申請人は総会資料のとおりです。使用目的 農
家住宅、139.5㎡。また、総会資料24ページに今回の申請地の案内図
を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議 長

続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

高橋委員

はい。現地確認したところ、事前に重機が入ってしまして事前着工し
ていたことと、この農地を購入して2年弱ぐらいしか経っていないこと
などから、許可して良いか疑問が残るところではございますけれども、
場所的に近隣が住宅地になっておりますので、致し方ないのかなと思っ
ているところでございます。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長

続いて、調査会委員の説明を求めます。

三宅藤義委員。

三宅委員

はい。去る2月5日、高橋委員とともに現地調査を行いました。現場
では、既にL型擁壁が設置されており、擁壁設置の際に掘り出した土が
当該地に山積みとなっている状況が確認されました。また、重機も当該
地に置かれていました。現場には東北造園工業株式会社の従業員が作業
中であったため、代表者に連絡を取ってもらうようお願いし、事の詳
細を確認するよう農業委員会事務局への連絡を指示しました。

転用調査会終了後、東北造園工業株式会社の代表者が来庁し、事の詳
細を確認したところ、土地改良区の水路への土砂侵入を防ぐため、事前

にL型擁壁を設置していたとのことでした。

さらに、土地改良区に加え、農業委員会事務局にも了承を得ていると説明を受けました。事務局に確認したところ、申請者の■■■■氏から、水路への土砂侵入を防止するための土留め設置について問い合わせがあり、土地改良区が所有する土地であれば問題ないと事務局で回答していたことが判明しました。

なお、2月7日に事務局が現場を撮影した現場写真では、土が山積み状態のままであるものの重機は撤去されていることが確認されました。

合わせて、事務局の対応も不十分であったため認識に違いが生じましたが、総合的に判断し、本件については許可相当と判断しました。

また、本案件について、農地常任委員会へ意見を求めたところ、調査委員及び地区担当農業委員の意見と同様の判断をいただいたところです。

今後、事務局については安易な判断をすることが無いよう慎重な事務取扱を行うよう求めました。

こういった経緯がございますが、許可相当でないかと判断したところです。

議長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。
議第34号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第34号は許可することに決定しました。

議長 議第35号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第35号、農地法第5条の規定による許可について、御説明します。
総会資料25ページを御覧ください。

番号1、大字上荻野戸字本郷■■■■。地目 台帳・現況ともに畑。面積 305 m²。農地区分 3種。借人・貸人は総会資料のとおりです。契約

内容 賃借権。使用目的 駐車場 125 m²になります。また、総会資料 26 ページに今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。
今野委員。

今野委員 はい。当該の案件は地図にあるとおり、県道と、周りに住宅が密集しているような土地で、駐車場用地としての許可については、やむなしというふうに判断したところであります。以上です。

議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます。
三宅藤義委員。

三宅委員 はい。去る 2 月 5 日、高橋委員と調査して参りました。道路から進入する開口間口も広くとっており、問題はないと判断しておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
議第 35 号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第 35 号は許可することに決定しました。

議 長 議第 36 号「令和 7 年度第 10 回農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。

五十嵐晋委員 はい。関連ありますので退室します。
(五十嵐晋委員 退室)

大石委員 はい。関連ありますので退室します。
(大石委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 はい。総会資料の 27 ページから 38 ページ、総会の次第については 5 ページに纏めたものを掲載しております。議第 36 号、令和 7 年度第 10 回農用地利用集積等促進計画に対する意見について、説明いたしま

す。総会資料の27ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものであります。28ページから37ページが、権利の設定の詳細です。続いて、総会次第の5ページを御覧いただきたいのですが、設定する権利の内容を集約したものです。新たに利用権を設定するものについては、合計面積167,232.61㎡、出し手46件、受け手6件です。筆数は106筆となっております。次に所有権を移転するものについては、合計面積1,699㎡、出し手1件、受け手1件、筆数は1筆です。説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま説明がありました、皆様から質問等はございませんか。

荒沢委員 　　はい。

議長 　　荒沢委員。

荒沢委員 　　質問ですけれども、2番のたきぐちファームさん、それから6番の成生組合さんの契約で、賃料が0円になっているのですが、現物支給なのか、タダでしているのか、教えてもらえますでしょうか。

議長 　　松田委員。

松田委員 　　2番のほう、私担当なので説明させていただきます。この件につきましては、事務局の小川さんと相談させていただきました。賃料をお米で貰いたいというお話がございまして、ただ、たきぐちファームさんは、集積事業に該当しているので、どうしたらいいですか？ということで、今回契約は使用貸借にして、コメを現物支給、賃料は発生しないという形で、お願いをして承していただいた経緯がございます。以上です。

議長 　　その他、質問ございませんか。

（質問なし）

議長 　　お諮りいたします。

議第36号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 　　御異議なしと認め、議第36号は、原案のとおり権利設定することに

「異議なし」として意見をすることに決定しました。

(五十嵐晋委員 入室)

(大石委員 入室)

議 長 議第37号「地籍調査に伴う地目変更に対する協議について（蔵増地区）」を上程します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第37号、地籍調査に伴う地目変更に対する協議について、御説明いたします。総会資料39ページを御覧ください。登記地目を現況利用地目へ変更することについて、令和7年12月23日付け農第881号及び農第882号で市長より当農業委員会に協議があったものです。協議を行った土地の所在は、大字蔵増地内です。

続いて、総会資料43ページを御覧ください。地籍調査に伴う地目変更に対する協議を下記のとおり、地区担当委員が確認を行いました。1番、確認日時 令和8年1月22日。2番、確認者は総会資料のとおりです。3番、可否 すべて「可」となりました。

また、総会資料40ページから42ページ、こちらに登記簿の土地の表示、現地立会調査結果を載せておりますので、御確認くださいませようお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 はい。去る1月22日、蔵増担当委員と事務局で、書面等で確認したところ、地目変更可能だということを判断いたしました。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第37号は、原案のとおり地目変更することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第37号は、原案のとおり決定しました。
今総会の案件の中で、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに了承くださるようお願いいたします。

議 長 本日の議事はすべて終了しました。
以上をもちまして、令和7年度第11回天童市農業委員会総会を閉会します。

午前10時37分 閉会